

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年八月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百七十号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令  
内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

第一条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

二 ホッパースケール、 充填用自動はかり及び コンベヤスケール	令和十年四月一日	令和十三年四月一日	令和二年四月一日
---------------------------------------	----------	-----------	----------

（計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）  
第二条 計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年四月一日」を「令和六年四月一日」に改める。

（計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「令和五年四月一日」を「令和十年四月一日」に改める。

この政令は、令和四年八月八日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第二百四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和四年八月五日

総務大臣 金子 恭之

愛媛県西条市氷見乙二百六十五番地 吉岡 曉子

○法務省告示第百四十五号

長野県東御市役所保存の次の除籍が滅失した。  
令和四年八月五日

法務大臣 古川 禎久

長野県北佐久郡北御牧村大字八重原二千九百五十六番地 小林 さだ

○法務省告示第百四十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアビクトリア州において弁護士に相当する資格を得ている者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。  
令和四年八月五日

法務大臣 古川 禎久

氏 名 ラ克蘭・ユージン・克蘭シー  
生年月日 千九百八十三年十月二十一日

○法務省告示第百四十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次とおり特定外国法を指定した。  
令和四年八月五日

法務大臣 古川 禎久

一 指定を受けた者  
氏 名 ラ克蘭・ユージン・克蘭シー  
生年月日 千九百八十三年十月二十一日

二 指定をした特定外国法  
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの  
連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第百四十八号  
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、香港において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和四年八月五日  
法務大臣 古川 禎久

氏 名 ボニー・ワイユー・コン  
生年月日 千九百八十年八月二十日

○外務省告示第百八十七号

モリタニア・イスラム共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブルで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を令和四年四月二十九日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、令和四年八月一日にモリタニア・イスラム共和国について効力を生じた。  
（令和四年五月二十日付け欧州評議会書簡）  
令和四年八月五日

外務大臣臨時代理 松野 博一

○外務省告示第百八十八号

フィリピン共和国政府は、平成十三年十二月二十一日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正」の批准書を令和四年五月十日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、令和四年十一月十日にフィリピン共和国について効力を生ずる。  
（令和四年五月十一日付け国際連合事務総長書簡）  
令和四年八月五日

外務大臣臨時代理 松野 博一

○国土交通省告示第七百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
令和四年八月五日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫  
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
棚橋川

二 砂防法第二条の土地の表示  
イ 新潟県新発田市上赤谷字雁取川東、宇加治ノ下、字中丸及び字雁取川西の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線、五点と六点を平成十九年国土交通省告示第千二百四十号で指定した棚橋川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、六点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結